

## 36 協定を締結して届け出をしましょう！

36 協定は労働基準法第 36 条に規定されているので、通称「36 協定（サブロク協定）」といます。

1 時間でも時間外労働または休日労働をさせようとする場合全ての企業（組織）が対象となります。

ところが締結していない企業が多いのが現状です。労働組合が無いような小さな組織でも労働者の代表者と書面の協定を締結して、労働基準監督署に届け出す義務があります。違反すると労働基準法第 119 条により 6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられます。

まだ 36 協定を締結、届け出していない企業は、法定の労働時間を超えて労働させる場合、または、法定の休日に労働させる場合には、労使間で協定を早急に締結して、所轄労働基準監督署長に書面で届け出しておきましょう。協定の締結内容は労働者に周知徹底することが求められています。

ご不明な点をご連絡をいただければお手伝いさせていただきます。

お気軽にお問い合わせください

社会保険労務士木村光一事務所

〒346-0003 埼玉県久喜市久喜中央 1 丁目 5 - 3 0

シンコービル 3 F

<http://www.syarou-shi.jp>

TEL 0480-53-8456